

官報

号外

平成四年五月十二日

○第百二十三回 衆議院會議録 第二十二号

平成四年五月十二日(火曜日)

議事日程 第十七号

平成四年五月十二日

午後一時開議

- 第一 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出)
- 第三 アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 第四 千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○本日の會議に付した案件

裁判官弾劾裁判所裁判員辭職の件

裁判官弾劾裁判所裁判員の選舉

日程第一 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出)

日程第三 アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

平成四年五月十二日 衆議院會議録第二十二号

裁判官弾劾裁判所裁判員辭職の件

裁判官弾劾裁判所裁判員の選舉

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

一

午後一時三分開議

○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

裁判官弾劾裁判所裁判員辭職の件

○議長(櫻内義雄君) お諮りいたします。

裁判官弾劾裁判所裁判員高島修君から、裁判員を辭職したいとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

裁判官弾劾裁判所裁判員の選舉

○議長(櫻内義雄君) つきましては、裁判官弾劾裁判所裁判員の選舉を行います。

○木村義雄君 裁判官弾劾裁判所裁判員の選舉は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 木村義雄君の動議に御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に左藤恵君を指名いたします。

日程第一 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長長浜田卓二郎君。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

郎君。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔浜田卓二郎君登壇〕

○浜田卓二郎君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の民事訴訟において、近時の社会経済情勢を反映して、訴訟の目的の価額が高額となる事件が増加し、これに伴って訴え提起の手数料の額も高額となつてゐる事情等にかんがみ、現行の民事訴訟費用制度を基本的に維持しつつ、民事裁判を国民にとってより利用しやすいものとするための措置を講じようとするもので、その内容は、訴え提起の手数料のうち、訴訟の目的の価額が高額にわたる部分に対応する部分の引き下げを図るため、その算出基準を改めることとし、借地非訟事件及び民事調停事件の申立手数料についても、同趣旨の改定を行うとするものであります。

委員会においては、四月二十四日、田原法務大臣から提案理由を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

平成四年五月十二日 衆議院會議録第二十二号

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案 アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について

二

日程第二 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。労働委員長長川崎寛治君。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔川崎寛治君登壇〕

○川崎寛治君 ただいま議題となりました介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案について、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、急速な高齢化の進展に伴う介護労働力の需要の増大にかんがみ、介護労働者について、雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講じることにより、介護労働力の確保に資するとともに、介護労働者の福祉の増進を図ろうとするもので、その内容は、

第一に、介護労働者の雇用管理の改善、福祉の増進等に関する事業主、職業紹介事業者、国等の責務を定めるものとすること、

第二に、労働大臣は、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた介護雇用管理改善等計画を策定するとともに、その円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主、職業紹介事業者その他の関係者に對し、必要な要請をすることができるものとする

こと、

第三に、事業主のうち政令で定める事業を行うものは、その雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する雇用管理の改善に関する措置についての改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができるものとする

第四に、政府は、認定を受けた事業主に対し雇用保険法の雇用福祉事業として、必要な助成及び援助を行うものとする

第五に、国及び都道府県は、認定を受けた事業主に對し、改善計画の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする

第六に、労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を目的とする公益法人を介護労働安定センターとして指定し、介護労働者に対する研修等介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行わせるものとする

第七に、雇用促進事業団は、介護労働者の福祉の増進を図るための施設や設備の設置を行う事業主、職業紹介事業者等に対する必要な資金の借り入れに係る債務の保証等の業務を行うものとする

等であります。

本案は、去る二月十八日付託となり、四月十五日近藤労働大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十四日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に對し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(櫻内義雄君) 日程第三、アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件、日程第四、千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長麻生太郎君。

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔麻生太郎君登壇〕

○麻生太郎君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、アジア太平洋郵便連合一般規則及び郵便条約について申し上げます。

アジア太平洋郵便連合は、アジア太平洋郵便連合憲章の適用及び同連合の運営を確保するため、同連合の加盟国の間の国際郵便業務について規定しているものであります。

入日からニュージランドのロトルアで開催された第六回大会議において、若干の改正を行い、現行の一般規則及び条約にかわるものとして作成されたものであります。

この改正点は、一般規則においては、同連合の予算支出の最高限度額を七万米ドルから十万米ドルに引き上げたこと、郵便条約においては、連合域内の陸路または海路により送付される書状及び郵便はがきについて、域外より低い料金の適用に関する規定を従来の義務規定から任意規定としたことであります。

次に、船荷証券条約改正議定書について申し上げます。

海上物品運送における運送人、荷送人及び船荷証券所持人の間の権利及び義務を国際的に統一することを目的とした、いわゆる千九百二十四年条約が大正十三年八月に作成されました。我が国は、昭和三十三年五月この条約を批准いたしました。その後、時代の進展に伴い、条約上、不備な点が顕在化したため、一九六八年の第十二回海事法外交会議において、海上運送人の責任限度額の引き上げ等を内容とする千九百六十八年議定書が採択されました。さらに、運送人の責任限度額の基準を国際通貨基金の特別引き出し権すなわちSDRに改めることを目的として、昭和五十四年十二月に第十三回海事法外交会議が開催され、同年十二月二十一日にこの改正議定書が作成されました。

その主な改正点は、運送人の責任限度額の表示単位をスターリング・ポンドからSDRに改めること、運送人の責任限度額を運送品一包につき百スターリング・ポンドから一包につき六百六十六・六七SDRまたは一キログラムにつき二SDRのうちのいずれか高い額に引き上げることであり、

なお、本議定書を締結することにより、千九百六十八年の議定書をも締結した効果が生じることになっております。

両件は、去る四月十七日参議院から送付され、同月二十二日渡辺外務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十四日質疑を行い、同日質疑を終了いたしました。次いで、五月六日採決を行いました結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両件を一括して採決いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(木間章君外三名提出)の趣旨説明

○議長(櫻内義雄君) この際、内閣提出、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案及び木間章君外三名提出、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。建設大臣山崎拓君。

〔内閣大臣山崎拓君登壇〕

○国務大臣(山崎拓君) 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

今回の地価高騰に対応した金融、税制等の総合的な土地政策の一環として土地利用計画制度の充実を図る必要があるとともに、最近の都市化の進展に対応して、良好な市街地の環境を整備し、都市の秩序ある発展を図ることがますます必要となつております。

この法律案は、このような状況にかんがみ、適

切な住環境の保護等を図るための用途地域制度の整備、公共施設を備えた健全な市街地の整備とあわせて土地の有効利用等を図るための地区計画制度の拡充、市町村の都市計画に関する基本的な方針の創設、計画的な市街地の整備を図るための開発許可制度の改善、技術開発の進展等を踏まえた防火に関する規制の適正化を図るための木造建築物に係る制限の合理化等を行うものとしております。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、都市計画法の改正についてであります。第一に、現行の三種の住居系の用途地域を七種類の用途地域と合わせて十二用途地域とするもの、特別用途地区に中高層階住居専用地区及び商業専用地区を加えることとしております。

第二に、公共施設の整備を伴った良好な市街地整備を図りつつ、土地の有効利用を促進するため、地区計画制度を拡充し、容積率の最高限度を当該区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに定めることができることとするもの、地区計画の区域内の総容積の範囲内、当該区域を区分して容積率の特例を定めることができることとしております。また、市街地調整区域内においても地区計画を定めることができることとする等の措置を講ずることとしております。

第三に、市町村は、住民の意見を反映させるため必要な措置を講じた上で、当該市町村の都市計画に關する基本的な方針を定めることができることとしております。

第四に、開発許可制度について、自己の業務用の開発行為についても道路等に関する基準を適用する等の措置を講ずることとしております。

次に、建築基準法の改正についてであります。第一に、今回の都市計画法の改正とあわせて、新たに設けられた用途地域における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に関する制限等につ

いて定めることとしております。

第二に、都市計画区域外の一定の区域においては、地方公共団体は、条例で、建築物またはその敷地と道路との関係、容積率等に関し必要な制限を定めることができることとしております。

第三に、防火、準防火地域以外の区域において、木造三階建て共同住宅の建築を可能とする等木造建築物等に係る規制の緩和を行うものとしております。

第四に、文化財保護法に基づく条例その他の条例により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物で特定行政庁が指定したものの等については、建築基準法令を適用しないこととしております。

その他、これらに関連いたしまして関係規定の整備を行うこととしております。

以上が、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 提出者木間章君。

〔木間章君登壇〕

○木間章君 ただいま議題となりました日本社会党・護憲共同、進歩民主連合共同提出の都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と要旨の御説明を申し上げます。(拍手)

近年、いわゆるバブル経済の膨張に伴って地価が暴騰し、地方ではリゾート開発に伴って環境破壊が進行し、大都市においては都心の商業地域や隣接の住宅地域を中心に事務所ビルの建設が進められ、その反面、地上げが行われ、住民が追い出され、といった事態が頻発をいたしました。

こうした事態を引き起こした原因の一つとして、土地利用制度の不備が指摘され、都市計画法などの改正が金融、土地税制改革と並んで地価対策の三本柱となつたのであります。

また、こうした自然環境、生活環境の悪化に対して、住民、地方自治体が立ち上がり、自分たち

の町は自分たちでつくるんだという強い決意で、自前の条例や開発指導要綱で乱開発を防ぎ、住みよい町づくりを目指して行動をとっております。こうした住民、自治体の動きを国の法律、制度でルール化し、支援していくことも緊急な課題であります。

この法律案は、以上申し上げました認識に立つて、地価対策として土地利用制度の改革を行うとともに、町づくりの権限をできるだけ基礎自治体である市町村に移譲することを図り、そのために所要の改正を行うものでございます。(拍手)

次に、その要旨を申し上げます。

第一に、近年のモータリゼーションの発達に伴い、都市計画区域の指定要件を見直し、日常生活圏の現況及び推移を勘案して指定することとしたしました。

第二に、町づくりの基本指針となるマスタープランを拡充し、都道府県のマスタープランを都市基本方針として独立した規定に位置づけたほか、市町村のマスタープランについても、個別具体的な都市計画の基本事項を定めるものと明確に位置づけました。

第三に、市町村の計画決定権限を拡充し、都市計画決定については都道府県知事の権限を縮小し、市町村権限に改めたほか、都道府県知事の定める都市計画のうち主要なものについては、市町村議会の議決を経た原案に基づくこととしたしました。また、関係市町村との協議を義務づけたことにも、原則として都道府県知事の承認を要しないものとしたしました。また、地方議会についても、その権限を拡充しました。

第四に、住民参加手続を拡充し、土地に関する権利を有する者のうち、その三分の二の者の賛成により当該区域の地区計画を定めることを発議できることとしたほか、都市計画案に対する意見書の取り扱いに関する規定を整備することとしたしました。

都市計画法及び建築基準法(内閣提出)及び都市計画法及び建築基準法(木間章君外三名提出)についての木間章君の趣旨説明

平成四年五月十二日 衆議院會議録第二十二号

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する渋谷修君の質案

四

第五に、現行の用途地域を細分化して十四の用途地域としたほか、特別用途地区については政令による種類の限定を廃止し、具体的に都市計画で定めることとした。

第六に、開発許可制度を見直し、許可の対象となる開発行為に駐車場等を加えたこと、国等の行う開発行為についても当該地方公共団体との協議を義務づけ、技術基準について地方公共団体が条例で制限を付加できることとした。

第七に、以上のような都市計画法の改正に伴い、建築基準法についても所要の改正を行うこととした。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますことを心からお願いを申し上げます。(拍手)

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(木間章君外三名提出)の趣旨説明に対する質案

○議長(櫻内義雄君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。渋谷修君。

〔渋谷修君登壇〕

○渋谷修君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしました。ただいま趣旨説明のありました都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、官澤総理大臣並びに関係各大臣に対し質問を行います。

今回の都市計画法等の改正は、二十一世紀には七割の人が都市に住むという状況を踏まえ、深刻な都市問題を解決するということが大きな目的であると考えますが、まずは総理に都市問題についての基本的な認識をお伺いしておきたいと思っております。

私は、都市問題を理解するためには、役人の書いた報告書を読むだけでは不十分であると考えます。ぜひ一度、総理以下各大臣が公用車をお乗り、普通の国民と同じように、通勤時間に都内の電車に乗ってみたいのだと思います。そうすれば、国民がいかに我慢をして今日の経済大国をつくり上げてきたか、同時に、日々いかにつらい生活を強いられているか御理解いただけるものと思います。私は、今回の都市計画法等の改正の出発点はここにあると考えるのであります。

近年の地価の暴騰はこのような東京の混雑と地方都市、農村の過疎化の一層の悪化をもたらしました。

二年前に東京都が発表した東京集中問題調査報告書によれば、東京は既に都市としての容量、キャパシティの限界に達しているのであります。

第一は、住宅問題であります。人間らしい生活のできる住宅が普通の人々の手から遠く離れてしまいました。

第二は、道路、交通の混雑であります。そして最も深刻なのは、ごみの問題であります。今新たに検討されている処分場が計画どおりにつくられたとしても、現在のペースでは二〇〇〇年以前に使い切ってしまう計算と云われます。

こうした問題を解決するためには、これまでの都市政策を転換し、新たな観点に立った都市政策を打ち立てなければなりません。

すなわち、都市にはそれぞれの容量があり、それを踏まえて、容量を超えている都市は成長の抑止を図り、達していない都市については成長の促進を図るという成長管理の都市政策を取り入れるべきであります。この政策では、都市の開発の量、スピード、位置、費用などについて、都市の容量を踏まえて意識的にコントロールをするというようになります。

総理、これが約二十年ぶりの都市計画法等の改正の大きな柱でなければならぬと私は考えるのであります。総理のこの点に関する御見解をお伺いいたします。(拍手)

政府はこれまで、こうした観点を欠いた政策をとってまいりました。そのため都市問題をより深刻にしたという経過があります。今回の改正もその可能性が大いなのであります。

かつて中曽根内閣で、規制緩和、民営化という政策がとられました。都市問題についてもこの政策が適用されました。建設省は土地の高度利用を図るために一般的規制緩和を提言し、そして当時の中曽根首相は、東京の国鉄環状線の内部は五階建て以上に発言をしております。

つい先日、この本会議場で地方拠点都市法の採決が行われました。同法は御承知のように、過度に産業業務施設が集積している東京二三区から地方拠点都市への移転を促進することを大きな目的としております。同法の建設委員会での審議の際、松本代議士と私は、わずか五年前には、東京にさらに集中を図るような施策を推進し、そして今日に至っては、また企業への支援策を用意して地方へ移転させるための新しい法律をつくる、このことを一体どう理解すればよいのかと質問をいたしました。これに対して山崎建設大臣は、ごもつともな点もあると反省していると率直に答弁されたわけでありましたが、総理、これはまさに給にかいたような矛盾であります。今後の都市政策を進めていく上で、中曽根内閣の政策をこれから継承するのか、あるいは見直すのか、明快な答弁を求めるのであります。(拍手)

その上で、今回の改正案に盛り込まれている誘導容積制度と容積の適正な配分という施策についてお伺いしておきます。

この二つの施策は、基本的に土地の高度・有効利用という観点に立つものであり、特に未利用の容積の移転という施策は、一九八四年の建設省の民生活計委員会報告で取り上げられているものであります。この二つの施策は、まさに中曽根内閣の政策の継承と言えるものであります。建設大臣、先ほどの反省の姿勢で言えば、この施策は撤回するか、あるいは東京など大都市には適用しないとするべきであると考えますが、いかがでしょうか。

中曽根内閣の政策は、地価高騰の大きなきっかけとなりました。地価の狂乱は全国に波及し、都心部では地価が横行いたしました。都市に長年住み、地域経済社会を支えてきた多くの中小企業や商店主や都市住民が都市を追われました。暴力的な地価上げが各地で行われましたけれども、その背景をつくったのは政府の政策であります。このことについての厳しい反省がなければならぬと私は考えますが、総理の見解をお伺いいたします。(拍手)

地価問題に関連いたしましたので、地価税についてお伺いしておきます。

地価と容積率は密接に関連しております。土地は、持っているだけで確実に値上がりするという土地神話を打破するため、地価税を創設したのであります。地価税の効果が失われるのであります。このことについての御認識と、また昨今、財界等から、地価税の凍結あるいは見直しという声が上がっているとの報道があるわけでありまして、地価税については今後これを堅持していく、そして来年は〇・三％の税率を予定しており実施すると確認しておいてよいかどうか、御答弁をお願いいたします。

さて、総理、現在の都市計画法をつくる際に、他の国と同様、都市・農村計画法といった形で都市と農村を一体のものとして認識し、土地利用を考える法律も検討されたこととありますが、建設省と農林省の対立でそれは実現できなかったと聞いております。しかし、モータリゼーションの発展、あるいは近年の農村村の変貌、リゾートマンションなどの乱開発によって、景観や

環境への悪影響が深刻な問題となっております。こうしたとき、建設省と農水省の調張り争いなどといった低次元の問題を乗り越えて、新たな法制を検討すべき時期に来ていると思ひますけれども、総理以下関係各大臣の見解をお伺いいたします。

次に、都市計画についての権限の問題についてであります。

都市は、豊かで潤いがあり、快適でかつ美しいものでなくてはなりません。しかし、その基準は、北海道、東京、沖縄では全く異なっているであります。つまり、先ほど申し上げた成長管理の政策を含め、都市計画は、そこに住んでいる地域住民が参加をし、議会も積極的にいかかわって身近な自治体でそれを決めていくということではなくてはなりません。

総理、あなたの諮問機関である地方制度調査会においても、何度かこのことは指摘をされております。特に、昭和六十三年の答申では、より明確であります。自公公民の衆参議員も入りました調査会のこの件に関する答申はどういうものだったか。「まちづくり」という項目の都市計画についての記述について、わずかに三行の文言であります。が、明快でかつ重要な指摘であります。自治大臣、ぜひその文言をここで読みをいただき、その上で今回の改正案に対する率直な御見解を賜りたいのであります。

こうした経過があるにもかかわらず、市町村への権限移譲は、今回の改正案では全く行われていません。ましてや議会の関与、地域住民の参加の具体的手続などは全く欠落しているのではありません。憲法で、相も変わらずお上意識で全国画一のメニューを押しつける姿勢であるのに対し、今多くの市町村で独自に景観あるいは町づくりに関する条例などを作成し、それぞれの地域で発生している問題に対応し、そして個性ある地域づくりに取り組んでおります。こうした地域の自主性、自立性、やる気を国は尊重し、また支援しなければならぬと考えますが、今回の改正案ではこの問題にどう対応しようとしているのか、お答えを願いたいと思ひます。(拍手)

平成四年五月十二日 衆議院会議録第二十二号

地方への権限移譲について、中央集権的国家であったフランスでは、それを具体化する、だれのものにもわかりやすい課題として都市計画の権限移譲を取り上げ、ちょうど十年前、与野党が合意をして市町村、県、州及び国の間の権限の配分に関する法律を成立させ、分権に取り組んでおります。総理、我が国でも分権、権限移譲は一定のコンセンサスを得ていると考えますが、電が関の抵抗によって前進を阻まれております。

総理、総理の諮問機関である臨時行革審議会の豊かなくらし部会の細川部会長は、最近発売された雑誌の中で、地方分権についていろいろと取り組んできたけれども、「中央官庁とこれに癒着した既成政の壁は厚く、鈴木行革審議会をはじめとする民間委員の理想と熱意の高さと裏腹に、国会も内閣も変革の意志と能力を完全に失っていることが明白となった」と述べているのであります。このことについて総理はどのように考えておられるか、御見解をお伺いいたします。

私は、もはや電が関に任せておいてもこの問題の打開を図ることは困難と考えます。国会等の移転の問題と同様、国権の最高機関たる立法府がそのリーダーシップを発揮するべきであると考え、その観点に立って、我が党は、都市政策の専門家五十嵐敬喜氏の協力を得て、議員立法による法案を提案しております。何とぞ議員諸氏のこの問題に対する積極的な対応をお願いする次第であります。

二十一世紀は、もう目の前です。今回の改正は約二十年ぶりの大改正と言われているが、果たして二十一世紀を見据えたものと言えまうでしょうか。私がこうして指摘した点を考えましても、甚だ疑問に思わざるを得ないのであります。アメリカやヨーロッパの国々の人々から、我が国の住宅の貧困さを指摘され、また、首都東京

の醜さを指摘されております。本当に生活先進国ということを目指すべきならば、美しさ、快適性、安全性、豊かさ、文化的成熟、そして潤いのある町づくりを実現をしなければなりません。総理、都市計画とは、企業の利益追求のための都市開発や建設事業のことを言うのではないのであります。望ましいと思われる都市像に向けて、都市住民みずから参画し、困難な利害調整を行い、そしてみずからに定めていくルールづくりのことを言うのであります。そのための制度改革が今求められているのであります。

このことを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣(宮澤喜一)答覆〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一) 数点にわたってお尋ねがございましたので、順次お答えをいたします。

まず、都市問題についての基本的な認識はどういうことであるかというお尋ねでございます。全国的に都市人口が急速に増加をし、都市化時代を迎えておりますが、東京への人口やもろもろの機能の一極集中が一層進行しております。そして、職住の遠隔化、住宅取得難等々種々の問題が生じております。一方で、地方都市においては若年層の流出等に対応して、むしろ活性化の必要性が高まっております。特に、さきの地価高騰をきっかけに、大都市地域の都市部等において業務ビル等が住宅地域へ無秩序に進出をいたしました。住宅地の地価の上昇や住環境の悪化を招いたほか、地域コミュニティの崩壊といった問題が発生していると考えております。

このような問題に対処するため、税制面、金融面等の総合的な土地政策の一環として、土地利用計画制度を充実し、都市における土地利用を適切に規制、誘導する制度を構築していくことが重要と考えまして、今回の法案を御提出いたしましたところであります。

都市の発展は、もとより都市の容量と均衡をと

りつつこれを行うことが重要でございます。現行都市計画制度においても、将来の人口規模等を踏まえ、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域における用途、容積率等を定めることにより、均衡のとれた都市の発展を図っております。

次に、規制緩和、民活導入との関連でございますが、大都市地域における土地の有効・高度利用の促進は、住宅・宅地の供給や良好な都市環境の形成の上からも、大都市地域の都市対策として、今後とも重要な課題であるには変わりありません。一方、大都市集中を緩和するため、地方拠点都市地域の都市機能の増進と産業業務施設の再配置の促進を図ることにより、地方の自立的成長を促進することも重要と認識しております。これらの二つの施策は、同時並行して推進されることによって、各地域のそれぞれの課題に対応して、国土の均衡ある発展が図られるものと考えます。

地価高騰に関してでございますが、今回の地価高騰が、国民の住宅取得を困難にし、資産格差の拡大による不公平感の増大をもたらすなど、我が国経済社会に深刻な影響を与えていることは十分認識をいたしております。

このような事態に対処するため、これまででも供給面における各般の施策を実施してまいりましたが、その成果もありまして、先般の地価公示によりまして、大都市圏の地価は顕著な下落を示すとともに、地方圏においても地価上昇の鎮静化または多少の下落が見られるようになりました。

今後ともこの基調を維持し、適正な地価水準の実現を図るとともに、二度と地価高騰を生じさせないことが、二十一世紀に向けて国民の一人一人が生活の豊かさを真に実感できる生活大国づくりを進める上で極めて重要と思ひます。

次に、容積率と地価の問題であります。地価は、保有する土地の資産価値に応じて新たに毎年負担を求めらるものであります。土地の保有コ

平成四年五月十二日 衆議院會議録第二十二号

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する渋谷修君の質疑

〔国務大臣(山崎拓君) 渋谷議員から四点の御質問をいただきました。〕

○国務大臣(山崎拓君) 渋谷議員から四点の御質問をいただきました。

まず第一点は、今後の都市政策を進めていく上で、中曽根内閣の規制緩和、民営導入の政策を継承するか、見直すかということでございます。

大都市地域の都市問題を解決するためには、土地の有効・高度利用の促進は重要な課題と認識をいたしております。これまでも、住宅・宅地の供給や、良好な都市環境の形成に資する優良なプロジェクトについて、各種制度による土地の有効・高度利用を進めてきたところであります。それらの施策は、今後とも、大都市地域の都市対策として避けて通れない課題であると認識をいたしております。

一方、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律、いわゆる地方拠点都市法でございますが、この法律は、地方拠点都市地域の都市機能の増進と産業業務施設の再配置の促進を図ることにより、地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資することを目的とするものでございます。いずれの施策も、大都市地域、地方都市地域のそれぞれの課題に対応した施策としてそれぞれ推進していくことが必要と認識をいたしております。

次に第二点でございますが、誘導容積制度と容積の適正配分は、撤回するか、大都市に適用しないこととするべきではないか、こういう御質問でございます。

誘導容積制度は、土地の有効利用が必要とされているにもかかわらず、道路などの公共施設の整備が十分になされてないため低利用にとどまっている地区について、公共施設が不十分なまま市街化が進行することを防ぎ、地区内の公共施設の整備を図りつつ、土地の有効利用を促進する制度でございます。この場合、容積の適正配分は、地区レベルで街区の環境の保護や土地の健全な高度利用を図るため、用途地域で指定された容積の総

量の範囲内で、地区計画において詳細に容積の配分を行うものとするところでございます。大都市の都市対策の上で土地の有効・高度利用の促進は重要な課題であり、これらの制度は大都市においても必要な制度と認識をいたしております。

第三の御質問は、都市地域と農山村地域を一体として認識し、土地利用を考える新たな法制を考えるべきではないか、こういう御質問でございます。

我が国の都市計画制度は、我が国の都市の実態にかんがみ、農林漁業との健全な調和を図りつつ、適正な制限のもとに土地の合理的利用を図ることを基本理念といたしているところでございます。したがって、農山村地域についても、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要のある区域につきましては、都市計画区域に定め、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を行い、開発許可等により、土地利用の規制、誘導を行うことを基本としているところでございます。

最後に、地域の自主性、自立性を国としても尊重し、かつ支援していくべきではないか、こういう御質問でございます。

地域の特性に対応した個性ある町づくりの推進は、重要な課題と認識をいたしております。このような観点から、現行の都市計画法及び建築基準法におきましても、地区計画、特別用途地区、風致地区、美観地区等の地方公共団体の条例等により、地域の特性に対応した町づくりを図るための制度が設けられており、今後とも、これらの制度の積極的活用について地方公共団体を指導してまいり所存でございます。

地方独自の条例等による町づくりも、地域の特性に対応した個性ある町づくりのために有効な場合もあると考えられ、適切な運用が期待されるところでございます。

今回の改正案におきましても、都市計画区域外において、リゾートマンション等の無秩序な建築により土地利用の混乱が生じている場合がある状況を踏まえ、地方公共団体が条例により必要な制限を定めることができるように措置し、地方公共団体によるきめ細かな町づくりの制度の充実を図ることといたしているところでございます。

〔国務大臣(田名部匡省君登壇) 御質問にお答えを申し上げます。〕

農山村地域における土地利用の計画は、国土資源を合理的に利用するという見地から、農業上の利用と他の利用との調整を図りながら進めていかなければならないと考えております。このため、農振地域の整備に関する法律に基づいて定める農業振興地域整備計画においては、第一に、市町村の基本構想に即して、第二に、都市計画等他の土地利用計画制度との調和にも配慮して策定しなければならぬ、こう考えております。また、昭和六十二年に農林水産省及び建設省の共管の法律として定められた集落地域整備法においても、良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることから大変必要だと考えておりました。集落地域において、農業の生産条件も大事であります。都市環境との調和も十分とって地域の整備を計画的に推進することといたしております。

いすれにしても、今後とも各制度との連携をより一層図って、農村地域において土地の適正かつ計画的な利用が行われるよう努めてまいり所存でございます。

〔国務大臣(堀川正十郎君登壇) 私に対する御質問は二点ございました。〕

○国務大臣(堀川正十郎君) 私に対する御質問は二点ございました。

一点は、地方制度調査会が六十二年五月に提案いたしましたことに関し、今回の法案とどういう関係があるかというお尋ねでございます。

残余のお尋ねにつきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

計画の決定及び都市計画事業の施行に関する国の関与を廃止する」という提言が出てきておるのでございます。都市計画については、これまでも市町村の権限拡大、国の関与の整理合理化に努めてきたところがございますが、今回の改正案におきましても、市町村の権限の拡大、すなわち、一つは、条例の適用拡大等を通じて、その充実に図るといふ観点から一定の措置がなされたものと存じております。

また、二番目の問題でございますが、いわゆる細川部会長の提案でございました地方分権の問題についてどうする、どう感じるかというお尋ねでございますが、これに關しましては、今後の新しい地方行政のあり方を示唆したものと私は認識いたしております。その方向に向かって努力をすることは当然だと思っております。そのために、自治省といたしましては、単独事業等を拡大強化していくとともに、地域の活性化を図り、個性豊かな地域づくりを進めるため一層の努力をし、また権限移譲についての努力もしていきたいと思っております。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 吉井光昭君。

〔吉井光昭君登壇〕

○吉井光昭君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

今回の都市計画制度の見直しは、土地税制改革、土地関連融資の総量規制等に続く地価対策として改正案が提出されたことは周知の事実であります。これまでどちらかというと地価対策のわき役であった都市計画制度を主役として位置づけたことについては評価をいたします。

しかし、用途地域の細分化を柱とする今回の改正が果たして適正な地価水準の実現にどれくらい寄与できると考えているのか。また、地価が鎮静化した一方で、大蔵省は、地価高騰の引き金と

なったノンバンクに対して資金調達面からの支援を検討しているという事実もあります。さらに、新経済五カ年計画の中間報告においては、平均的なサラリーマンが適正な価格で良質な住宅を取得するとありました。その実現のためには、土地対策はもろろんのこと、国民生活の基本である住宅についても、国や自治体の責務を明確にすべきであります。そういった意味では、住宅基本法の制定についても前向きに検討すべきであります。

また、土地対策としての用途地域制度の基本的な方向は、地価負担力の異なる住宅と非住宅、さらには住宅、商業施設、工場などの用途を峻別した用途区分を行う一方、より小さな単位である地区詳細計画の策定を推進する必要があると見えております。一定規模以上の都市からこの地区詳細計画の策定を義務づけ、将来的にはすべての市町村においてもその義務づけを行うべきであると考えます。建設大臣の見解をお伺いしたい。

かつてアメリカのジョンソン大統領は、都市計画はあくまで人間を大事にするという視点が大切である、それがない都市づくりは、幾ら立派でも人間を不幸にする、と述べました。私は、まさに都市計画の核心をとらえたスピーチだと思っております。都市の主役は人間であり、自然環境との調和を図りつつ、一人一人の快適な生活が保障される都市づくりを目指すことが何よりも大切であります。

また、土地対策としての用途地域制度の基本的な方向は、地価負担力の異なる住宅と非住宅、さらには住宅、商業施設、工場などの用途を峻別した用途区分を行う一方、より小さな単位である地区詳細計画の策定を推進する必要があると見えております。一定規模以上の都市からこの地区詳細計画の策定を義務づけ、将来的にはすべての市町村においてもその義務づけを行うべきであると考えます。建設大臣の見解をお伺いしたい。

これらの点を踏まえた上で、今回の改正案の具体的問題点に絞って質問をいたします。

次は、マスタープランについてであります。市町村が都市計画の基本方針を策定するマスタープランが創設されたことは評価いたしますが、肝心の住民参加の具体的な仕組みについて、その方針を示すべきであります。現行の都市計画決定の仕組みにおいても公聴会や意見書等の手続がありますが、住民の意見が十分に反映されているとはいえない状況にあります。

まず初めに、今回の改正の一番の目玉である用途地域制度について伺います。

例えば、公聴会を開催するといっても、それは自治体の判断で開催できるものであって、住民からの希望で公聴会を開催できる仕組みにはなっておりません。一定数以上の住民からの要望があれば直ちに公聴会を開催するなど、住民の参加保障をより明確にいくべきであります。建設大臣の方針について明確な答弁をお伺いしたい。

また、マスタープランとの関係についてであります。

次に、権限移譲の問題について伺います。現行では、都市計画における決定権限の大部分は都道府県知事にあり、なおかつ建設大臣の認可を要することになっております。これからは、市区

ります。

都道府県のマスタープランは、上位計画として位置づけられるのではなく、それらを調整するもの、あるいは都道府県固有の項目に関する計画として位置づける必要があると考えますが、建設大臣の見解をお伺いしたい。

マスタープラン策定の権限を市町村に与えたことは結構であります。その策定を義務づけている欧米とは違い、あくまで、その気のある市町村は策定せよという任意規定になっております。みずからの町づくりはみずからの手という基本理念からすれば、市町村が積極的にマスタープランを策定するように努力義務規定にすべきであります。そして、将来的には各市町村に義務づけるぐらゐの強い決意が必要だと考えますが、これらについての建設大臣の見解をお伺いしたい。

次に、財源措置についてであります。幾ら市町村が独自のマスタープランを策定しても、計画実施の段階で市町村への思い切った財源措置をかわせて行かないと、マスタープランは単なる計画で終わってしまう懸念があります。市町村への財源措置についての建設大臣の見解をお伺いしたい。

次は、誘導容積制度についてであります。今回の誘導容積制度は、米国のニューヨーク等で行われているいわゆるダウングローニングのよう、都市の成長を管理するという思想ではあります。どちらかというと、公共施設の整備を促進するといふ観点からの改正であって、今後は、東京を初めとする大都市の過密状態を解消する観点からの対策が必要であります。都市の成長の限界を踏まえた上で、都市の成長のスピードをコントロールするという本来のダウングローニング制度を導入すべきですが、建設大臣の御見解をお尋ねします。

次に、権限移譲の問題について伺います。現行では、都市計画における決定権限の大部分は都道府県知事にあり、なおかつ建設大臣の認可を要することになっております。これからは、市区

町村にもつと権限を移譲し、自治体独自の都市計画を推進すべきであるとの指摘があります。しかし、規模の小さい自治体等にいきなり権限を与えられても、財政力やスタッフが不足していることから、都市計画の策定及び実施は困難であることも事実です。そこで、提案であります。独自で都市計画の策定及びその実施が可能な自治体に関しては、知事の都市計画決定権限の一部を移譲してはどうか。

また、建設大臣の認可項目も大幅に削減すべきであります。建設大臣の認可を必要とするものは、国道や国際空港など、専ら国の予算で行う事業や国の利害に重大な関係があるものに限定をし、その他については大幅に知事及び市町村に移譲すべきです。総理、権限移譲は時代の趨勢です。総理の決断を期待したいと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

次に、地下利用についての提案であります。地下空間は、地下鉄、道路、駐車場、水路等の社会資本整備を進める上で貴重な空間資源として大きな役割が期待されています。また、近い将来には、地下に都市をつくる構想が現実になる可能性が強いと各界から指摘をされております。ところが現在、一部地域においては、地上の乱開発が進んでいるため、地盤沈下や道路に亀裂や凹凸が生じたりする等のさまざまな問題が生じております。現行法においては、地下利用に関する法整備は全くされておられません。

そこで、大深度を含む地下利用のルールと管理体制を確立することを目的とした地下利用基本法の早期制定を提案いたします。現に建設省は、大深度地下利用四大計画の事業を進めております。中でも東京の環七地下河川においては、今後民有地の下を通らねばならず、その法整備が急務とされています。総理の前向きな御答弁をお伺いしたい。

最後に、今こそ都市計画制度のあり方が問われているときではありません。今回の都市計画の議論

が、生活者が豊かさを実感できる町づくりを推進できることを強く念願して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 最初に、土地対策に關してでございますが、土地問題の解決のためにこれまでも需給両面にわたる各般の施策を実施してまいりました。その成果もありまして、先般の地価公示によりまして、大都市圏の地価はかなり顕著な下落を示しております。また、地方圏においても、上昇の鎮静化または多少の下落が見られるに至りました。

今後ともこの基調を維持し、適正な地価水準の実現を図るとともに、二度と地価高騰を生じさせないことが、二十一世紀に向けて国民の一人一人が生活の豊かさを真に実感できる生活大国づくりを進めたいと考えております。その上で極めて重要であると思っております。今後とも、構造的かつ総合的な対策を着実に推進し、土地問題の解決に向けて政府一体となって取り組みを展開してまいり所存であります。

次に、住宅対策に臨む考え方というお尋ねでございますが、住宅は国民生活の基盤をなすものであります。国民がまた我が国の経済力にふさわしい豊かさを実感できる住生活を実現することは、我が国の最も重要な課題であると思っております。このため、第六期住宅建設五カ年計画に基づき、住宅金融、税制の充実、公的住宅の的確な供給等により国民の居住水準の向上に努めるとともに、いわゆる大都市法に基づく住宅・宅地供給基本方針に沿って、国、地方公共団体が一体となって総合的な住宅対策を推進し、勤労者が適正な負担で住宅を確保できるように努めてまいりたいと考えます。

権限移譲についてでございますが、都市計画の決定権限については、昭和四十三年の現行都市計画法の制定の際に、広域的、根幹的な都市計画は知事が、その他は市町村が決定することとしたし

まして、また、知事の定める都市計画のうち、国の利害に重大な関係を有するものなどについては建設大臣の認可を要することとされております。従来から、権限移譲等を推進することは重要な課題と認識しております。これまでも都市計画に關して必要な権限配分の見直しを行い、市町村への権限移譲等に努めてきたところでございます。

次に、地下の利用について、地下利用基本法でも言うべきものを早く制定すべきではないかというお尋ねでございます。御指摘のように、地下空間は大都市地域等における貴重な開発可能な空間であります。今後、技術の進歩とも相まって各種の利用の進展が想定されるところでございます。このため、秩序ある都市づくりの観点からも、地下空間の適切な利用の促進を図るため、総合的、計画的な対応が今必要になっておるといふふうに認識をいたしております。したがって、今後とも諸般の検討を進めまして、新たな法制度の創設等を含めまして、さらに研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

残余のお尋ねにつきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣山崎拓君登壇〕

○国務大臣(山崎拓君) 吉井議員の御質問、六点でございますが、まず第一点は、都市計画は自治体の自主性を重んじることが原則となっている中で、住宅を保護する地域の指定を地方公共団体に強力に指導する必要があるのではないかとということでございます。

今回の法改正では、適切に住環境の保護等を図るため、大規模な事務所、店舗を規制する第一種住居地域を創設することなど、用途地域を細分化するとともに、地方公共団体の条例により土地利用規制を行う特別用途地区の拡充等を図ることといたしていただいております。これらの制度改正を受けまして、地方公共団体において、地域の実情に応じた確かな土地利用規制が行われるも

のと考えますが、その中で、現在、住居地域が指定されている地域については、極力、第一種住居地域を指定するよう、地方公共団体を指導してまいり所存でございます。

次に、一定規模以上の都市から地区詳細計画の策定を義務づけ、将来的にはすべての市町村に義務づけるべきではないかという御質問でございます。

地区計画の策定ができるだけ促進されますよう、今回の法改正で創設することとしたしております。市町村の都市計画に關する基本的な方針におきまして、地区計画を策定すべき区域を明示するよう指導してまいり所存でございます。また、地区詳細計画の策定の義務づけにつきましては、詳細な土地利用規制に対する国民の意識、市町村の執行体制などを踏まえまして、将来的な検討課題としてまいり所存でございます。

第三に、市町村のマスタープランにつきまして、住民参加の保障をより明確にしていこうべきではないかという御質問でございますが、市町村マスタープランとして今回創設する「市町村の都市計画に關する基本的な方針」は、市町村が地域住民の協力のもとに町づくりのビジョンを明確にするものであり、その策定に当たっては、住民の参加を図っていくことが重要であると認識をいたしております。御指摘の点も含めまして、市町村が住民の意見を適切に反映させるために必要な措置を迅速で具体的に示す所存でございます。

第四に、都道府県のマスタープランと市町村のマスタープランとの関係いかんという御質問でございますが、都道府県知事の定めるマスタープランである整備、開発または保全の方針は、一の市町村を超える広域的な観点に立った都市計画の方針を定めるものでございます。市町村のマスタープランとして今回創設する「市町村の都市計画に關する基本的な方針」は、当該市町村の町づくりのビジョンを具体的に定めるものであり、市町村

の自主性が十分發揮されたマスタープランになるものと思料いたしておるでございます。

第五に、市町村のマスタープランを積極的に策定するよう努力義務を課すべきではないかという御質問でございます。

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」につきましては、御指摘のとおり、今回の法案において市町村に策定を義務づけてはおりません。しかし、市町村が主体的に町づくりを行っていくためには、町づくりのビジョンを具体的かつ明確に示すことが重要であると認識をいたしております。そのため、都市計画を定めるすべての市町村において都市計画が策定されるよう指導してまいり存でございます。

最後に、都市の成長のスピードをコントロールするという本来のダウンゾーニングの制度を導入すべきではないかという御質問でございますが、均衡のとれた都市の発展を図ることはもとより重要だと思料いたしております。

このような観点から、今回の法改正により創設しようとしたしております誘導容積制度は、道路等の公共施設の整備が十分になされてない地区について、公共施設の整備とあわせて、その整備水準に見合った土地利用を図るためのものでございます。

なお、都市の成長を抑制する目的で行うダウンゾーニング制度につきましては、経済社会に与える影響の見きわめ、国民のコンセンサスの形成等の問題があるところでございまして、引き続き研究、検討すべき課題だと考えております。

以上でございます。(拍手)

○国務大臣(羽田孜) お答え申し上げます。

マスタープランを策定する場合、財源措置をどういうお話でございます。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、従来から、都市施設の整備及び市街地開発事業などを着実に推進してきたというふうに考えており

ます。しかし、今後、マスタープランの策定などによりまして、各地方公共団体で計画的な町づくり、これが進められる際には、私も引き続き適切に対処してまいりたい、このように考えておることを申し上げたいと思っております。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十六分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君
外務大臣 渡辺美智雄君
法務大臣 田原 隆君
大蔵大臣 羽田 孜君
農林水産大臣 田名部匡省君
労働大臣 近藤 鉄雄君
建設大臣 山崎 拓君
自治大臣 塩川正十郎君
建設省都市局長 市川 一朗君

出席政府委員

○明説を省略した議長の報告

(法律公布要上及び通知)

一、去る四月二十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

公認会計士法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る四月二十四日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

認を求める件

北太平洋における瀬河性魚類の系群の保存のための条約の締結について承認を求めるの件

一、去る四月二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

研究交流促進法の一部を改正する法律

公害防止事業団法の一部を改正する法律

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

道路交通法の一部を改正する法律

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律

特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律

一、去る四月二十八日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、次の通知書を受領した。

一、去る四月三十日、櫻内議長は、塩川内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省情報調査 七尾 清彦
局長事務代理

一、去る八日、櫻内議長は、宮澤内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省情報調査局長 鈴木 勝也
一、昨十一日、櫻内議長は、宮澤内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議室長 阿部 知之
事務代理
兼内閣総理大臣官房外政審
議室長事務代理

一、去る四月二十七日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、二十七日議長において承認した荒義尚を、同日第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る四月三十日、塩川内閣総理大臣臨時代理から櫻内議長あて、三十日議長において承認した七尾清彦を、同日第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る八日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、八日議長において承認した鈴木勝也を、同日第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十一日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、十一日議長において承認した阿部知之を、同日第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)
一、去る四月二十七日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、第百二十三回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 官職名 年月日 異動
官職名 官職名 年月日 異動
外務大臣 服部 則夫 (解 職) 平 四・四・三
官房長 移住部長 事務代理
事務代理

一、去る八日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、第百二十三回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 官職名 年月日 異動
官職名 官職名 年月日 異動
外務省情報調査局長事務代理 七尾 清彦 (解 職) 平 四・三・七

(政府委員解任)

一、去る四月三十日、塩川内閣総理大臣臨時代理から櫻内議長あて、三十日(外務省情報調査局長)鈴木勝也の第百二十三回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、昨十一日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、十一日(内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長)有馬龍夫の第百二十三回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員解任及び補欠選任)

一、去る四月二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

高島 修君

補欠

中村喜四郎君

法務委員

辞任

愛知 和男君

補欠

三原 朝彦君

熊谷 弘君

小澤 克介君

仙谷 由人君

北村 直人君

元信 堯君

渡谷 修君

労働委員

辞任

植竹 繁雄君

堀山 静六君

佐藤 信二君

谷川 和雄君

白井日出男君

鈴木 宗男君

高橋 一郎君

村田 吉隆君

小泉純一郎君

佐藤 孝行君

齋藤 邦吉君

野呂田芳成君

平田辰一郎君

平沼 赳夫君

中谷 元君

佐藤 謙一郎君

高橋 一郎君

額賀福志郎君

野田 実君

福田 康夫君

森 英介君

建設委員

光武 顯君

山口 俊一君

安全保障委員

石原 伸晃君

補欠

村田 吉隆君

高橋 一郎君

鈴木 宗男君

白井日出男君

谷川 和雄君

佐藤 信二君

堀山 静六君

植竹 繁雄君

佐藤 謙一郎君

高橋 一郎君

中谷 元君

額賀福志郎君

野田 実君

福田 康夫君

森 英介君

小泉純一郎君

佐藤 孝行君

野呂田芳成君

平田辰一郎君

平沼 赳夫君

齋藤 邦吉君

建設委員

山口 俊一君

光武 顯君

安全保障委員

石原 伸晃君

補欠

浅野 勝人君

小澤 惠三君

浅野 勝人君

小澤 惠三君

浅野 勝人君

小澤 惠三君

浅野 勝人君

小澤 惠三君

浅野 勝人君

小澤 惠三君

浅野 勝人君

小澤 惠三君

浅野 勝人君

小澤 惠三君

浅野 勝人君

小澤 惠三君

浅野 勝人君

小澤 惠三君

浅野 勝人君

小澤 惠三君

浅野 勝人君

小澤 惠三君

浅野 勝人君

小澤 惠三君

浅野 勝人君

小澤 惠三君

浅野 勝人君

小澤 惠三君

浅野 勝人君

小澤 惠三君

浅野 勝人君

小澤 惠三君

浅野 勝人君

法務委員

辞任

中野 寛成君

大内 啓伍君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

補欠

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

中野 寛成君

大内 啓伍君

(特別委員解任及び補欠選任)

一、去る四月二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国会等の移転に関する特別委員

辞任

高島 修君

高橋 一郎君

高橋 一郎君

高橋 一郎君

高橋 一郎君

高橋 一郎君

高橋 一郎君

高橋 一郎君

高橋 一郎君

高橋 一郎君

高橋 一郎君

高橋 一郎君

高橋 一郎君

高橋 一郎君

(議案提出)

一、去る四月二十四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案(商工委員長提出)

一、去る四月二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。
都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(木間章君外三名提出)

(議案受領)

一、去る四月二十四日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。
原子爆弾被害者等援護法案

一、去る四月二十四日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
看護婦等の人材確保の促進に関する法律案
社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

職業能力開発促進法の一部を改正する法律案
一、去る四月二十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案

(議案付託)

一、去る四月二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
職業能力開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)(参議院送付)

(議案付託)

一、去る四月二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案(商工委員長提出)

(議案送付)

一、去る四月二十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律案

(議案送付)

一、去る四月二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
船員法の一部を改正する法律案
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案
中小企業流通業務効率化促進法案
農業協同組合法の一部を改正する法律案
農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案
(議案通知)

一、去る四月二十四日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
公認会計士法の一部を改正する法律案(議案通知書受領)

(議案通知)

一、去る四月二十四日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約の締結について承認を求めるの件
障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(第五十九号)の締結について承認を求めるの件

一、去る四月二十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

研究交流促進法の一部を改正する法律案
公害防止事業団法の一部を改正する法律案
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
道路交通法の一部を改正する法律案
伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案
特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案
国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る四月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問主意書(佐藤恒晴君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問主意書(佐藤恒晴君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問主意書(佐藤恒晴君提出)

(質問書提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問主意書(佐藤恒晴君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問主意書(佐藤恒晴君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問主意書(佐藤恒晴君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問主意書(佐藤恒晴君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問主意書(佐藤恒晴君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問主意書(佐藤恒晴君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問主意書(佐藤恒晴君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問主意書(佐藤恒晴君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問主意書(佐藤恒晴君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問主意書(佐藤恒晴君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問主意書(佐藤恒晴君提出)

のとおりである。
ILO第一四〇号条約(有給教育休暇に関する条約)の批准促進に関する質問主意書(金子満広君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
じん肺対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
じん肺対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
じん肺対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
じん肺対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)

(質問書提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
じん肺対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
じん肺対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
じん肺対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
じん肺対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
じん肺対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
じん肺対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
じん肺対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
じん肺対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
じん肺対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
じん肺対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
じん肺対策に関する質問主意書(児玉健次君提出)

いう。

4 この法律において「職業紹介事業者」とは、介護労働者について職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十二条第一項ただし書の許可を受けて有料の職業紹介事業を行う者をいう。

（事業主等の責務）

第三条 事業主は、その雇用する介護労働者について、労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生、充実その他の雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その福祉の増進に努めるものとする。

2 職業紹介事業者は、その行う職業紹介事業に係る介護労働者及び介護労働者にならうとする求職者について、これらの者の福祉の増進に資する措置を講ずるよう努めるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、介護労働者の雇用管理の改善の促進、介護労働者の能力の開発及び向上その他の介護労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するよう努めるものとする。

（適用除外）

第五条 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

第二章 介護雇用管理改善等計画

（介護雇用管理改善等計画の策定）

第六条 労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた計画（以下「介護雇用管理改善等計画」という。）を策定するものとする。

2 介護雇用管理改善等計画に定める事項は、次のとおりとする。

平成四年五月十二日 衆議院会議録第二十二号

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案及び同報告書

一 介護労働者の雇用の動向に関する事項
二 介護労働者の雇用管理の改善を促進し、並びにその能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
三 前二号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 労働大臣は、介護雇用管理改善等計画を策定する場合に、あらかじめ、厚生大臣と協議するとともに、中央職業安定審議会の意見を聴くものとする。

4 労働大臣は、介護雇用管理改善等計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、介護雇用管理改善等計画の変更について準用する。

（要請）

第七条 労働大臣は、介護雇用管理改善等計画の円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対し、介護労働者の雇用管理の改善、介護労働者の能力の開発及び向上その他の介護労働者の福祉の増進に関する事項について必要な要請をすることができ。

第三章 介護労働者の雇用管理の改善等

（改善計画の策定）

第八条 事業主のうち政令で定める事業を行うもの（以下「特定事業主」という。）は、その雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）を作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 改善計画には、次に掲げる事項を記載しな

ればならない。

一 改善措置の目標
二 改善措置の内容
三 改善措置の実施時期
3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その改善計画が、当該特定事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（改善計画の変更等）
第九条 前条第一項の認定を受けた特定事業主（以下「認定特定事業主」という。）は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、認定特定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（雇用福祉事業としての助成及び援助）

第十条 政府は、認定計画に係る改善措置の実施を促進するため、当該認定計画に基づきその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために必要な措置を講ずる認定特定事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十四条の雇用福祉事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

（指導及び助言）
第十一条 国及び都道府県は、認定特定事業主に對し、認定計画に係る改善措置の確かな実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）
第十二条 都道府県知事は、認定特定事業主に對

し、認定計画に係る改善措置の実施状況について報告を求めることができる。

第二節 職業訓練の実施等

（職業訓練の実施）

第十三条 労働大臣は、介護業務の遂行に必要な労働者の能力の開発及び向上を図るため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとする。

（職業紹介の充実等）

第十四条 労働大臣は、介護労働者にならうとする者にその有する能力に適合する職業に就く機会を与えるため、及び介護業務に係る労働力の充足を図るため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 介護労働安定センター

（指定等）

第十五条 労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第十七条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、介護労働者の福祉の増進に資すると認められること。
労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「介護労働安定センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 介護労働安定センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならぬ。

4 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の条件)

第十六条 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(業務)

第十七条 介護労働安定センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して提供すること。

二 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に対して、その負傷、疾病等に関する援助その他のその職業生活の安定を図るために必要な援助を行うこと。

三 次条第一項に規定する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(介護労働安定センターによる雇用福祉事業関係業務の実施)

第十八条 労働大臣は、介護労働安定センターを指定したときは、介護労働安定センターに雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 事業主に対して支給する給付金であつて労働者令で定めるものを支給すること。

二 介護労働者の雇用及び福祉に関する調査研究を行うこと。

三 介護労働者の福祉の増進を図るための措置について、事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

四 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

五 職業紹介事業者その他の介護労働者に係る求職に関する情報を有する者についての情報を収集整理し、及び介護労働者を雇用しようとする者に対して、当該収集整理した情報のうちその希望に応じたものを提供すること。

六 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

2 前項第一号の給付金に該当する雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、労働者令で定めなければならない。

3 介護労働安定センターは、第一項に規定する業務(以下「雇用福祉事業関係業務」という。)の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。

介護労働安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 労働大臣は、第一項の規定により介護労働安定センターに行わせる雇用福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第十九条 介護労働安定センターは、雇用福祉事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が雇用福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、労働者令で定める。

(報告)

第二十条 介護労働安定センターは、雇用福祉事業関係業務のうち第十八条第一項第一号に係る業務(第二十六条において「給付金業務」という。)を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(事業計画等)

第二十一条 介護労働安定センターは、毎事業年度、労働者令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 介護労働安定センターは、労働者令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第二十二条 介護労働安定センターは、雇用福祉事業関係業務を行う場合には、雇用福祉事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第二十三条 国は、予算の範囲内において、介護労働安定センターに対し、雇用福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働者令への委任)

第二十四条 この章に定めるもののほか、介護労働安定センターが雇用福祉事業関係業務を行う場合における介護労働安定センターの財務及び会計に関し必要な事項は、労働者令で定める。

(役員及び解任)

第二十五条 介護労働安定センターの役員は、その効力を生じない。

2 介護労働安定センターの役員が、この章の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第十九条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第二十七条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、介護労働安定センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員(公務員たる性質))

第二十六条 給付金業務に従事する介護労働安定センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第二十七条 労働大臣は、第二十七条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要限度において、介護労働安定センターに対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、介護労働安定センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第二十八条 労働大臣は、この章の規定を施行するため必要な限度において、介護労働安定セ

ンター

ンターに対し、第十七条に規定する業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。
(指定の取消し等)

第二十九条 労働大臣は、介護労働安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第十七条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが出来る。

一 第十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二 指定に關し不正の行為があつたとき。
三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第十六条第一項の条件に違反したとき。
五 第十九条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで雇用福祉事業関係業務を行ったとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第十七条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による雇用福祉事業関係業務の実施)
第三十条 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は介護労働安定センターが雇用福祉事業関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があるとき、当該雇用福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる雇用福祉事業関係業務を行わないうものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる雇用福祉事業関係業務を行わないうものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

いものとする場合における当該雇用福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

(略)

第三十一条 労働大臣は、次に掲げる処分をしうとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

一 第二十五条第二項の規定による役員解任命令
二 第二十九条第一項の規定による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止命令

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第五章 雇用促進事業団の業務
第三十二条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号。次項において「事業団法」という。)第十九条に規定する業務のほか、介護労働者の福祉の増進を図るため、次に掲げる業務を行う。

一 特定事業主がその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るための設備の設置又は整備を行う場合において、必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
二 職業紹介事業者又はその団体が介護労働者又は介護労働者にならうとする求職者(職業紹介事業者にあつては、その行う職業紹介事業に係る介護労働者及び介護労働者にならうとする求職者に限る。)の福祉の増進を図るための施設の設置又は整備を行う場合において、必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

三 介護労働安定センターに対して第十七条第二号に掲げる業務に關し必要な助成を行うこと。
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務であつて政令で定めるものを行うこと。

2 前項の規定により雇用促進事業団の業務が行われる場合には、事業団法第十九条の二第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「介護労働者法」という。)第三十二条第一項に規定する業務」と、事業団法第二十條第一項中「第十九条第一項及び第三項」とあるのは「第十九条第一項及び第三項並びに介護労働者法第三十二条第一項」と、事業団法第二十四條第三項中「承認」とあるのは「承認(介護労働者法第三十二条第一項に規定する業務に係るものを除く。)」と、事業団法第二十七條中「第三項に規定する業務」とあるのは「第三項に規定する業務並びに介護労働者法第三十二条第一項に規定する業務」と、「同項」とあるのは「第十九条第三項」と、事業団法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は介護労働者法」と、事業団法第四十條第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条及び介護労働者法第三十二条第一項」とする。

第六章 罰則
(罰則)
第三十三条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第十二条又は第二十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第二十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に關する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(職業安定法の一部改正)
第三条 職業安定法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「及び中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に關する法律(平成三年法律第五十七号)」を「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に關する法律(平成三年法律第五十七号)及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第 号)」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)
第四条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一中第二十号の十五の次に次の一号を加える。
二十の十六 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第 号)
(労働省設置法の一部改正)
第五条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。
第四十四條第三号の三の次に次の二号を加える。
四十三の四 介護雇用管理改善等計画の策定に關すること。
四十三の五 介護労働安定センターの監督に關すること。
第四十五條十一号中「及び中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に

関する法律(平成三年法律第五十七号)を「中
小企業における労働力の確保のための雇用管理
の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五
十七号)及び介護労働者の雇用管理の改善等に
関する法律(平成四年法律第 号)」に改め
る。

第五号第五十三号の次に次の二号を加える。
五十三の二 介護労働者の雇用管理の改善等
に関する法律に基づいて、介護雇用管理改
善等計画を策定すること。

五十三の三 介護労働者の雇用管理の改善等
に関する法律に基づいて、介護労働安定セ
ンターを指定し、及びこれに対し、認可そ
の他監督を行うこと。

理 由

我が国における急速な高齢化の進展に伴う介
護業務に係る労働力への需要の増大に対処し、及
び介護労働者の福祉の増進を図るため、介護雇用
管理改善等計画を策定し、介護労働者の雇用管理
の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講
ずるとともに、労働大臣が公益法人を介護労働安
定センターとして指定することができるとする
等の必要がある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法
律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、急速な高齢化の進展に伴う介護労働
力の需要の増大にかんがみ、介護労働者につい
て、雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に
関する措置を講ずることにより、介護労働力の
確保に資するとともに、介護労働者の福祉の増
進を図ろうとするもので、その内容は次のとお
りである。

1 介護労働者の雇用管理の改善、福祉の増進

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案及び同報告書
約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

等に関する事業主、職業紹介事業者、国等の
責務を定めるものとする。

2 労働大臣は、介護労働者の雇用管理の改
善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項
を定めた介護雇用管理改善等計画を策定する
とともに、その円滑な実施のため必要がある
と認めるときは、事業主、職業紹介事業者そ
の他の関係者に対し、必要な要請をすること
ができるものとする。

3 事業主のうち政令で定める事業を行うもの
(以下「特定事業主」という。)は、その雇用す
る介護労働者の福祉の増進を図るために実施
する雇用管理の改善に関する措置についての
改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受
けることができるものとする。

4 政府は、認定を受けた特定事業主(以下「認
定特定事業主」という。)に対し雇用保険法の
雇用福祉事業として、必要な助成及び援助を
行うものとする。

5 国及び都道府県は、認定特定事業主に対
し、改善計画の的確な実施に必要な指導及び
助言を行うものとする。

6 労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を目
的とする公益法人を介護労働安定センターと
して指定し、介護労働者に対する研修等介護
労働者の福祉の増進を図るために必要な業務
を行わせるものとする。

7 雇用促進事業団は、介護労働者の福祉の増
進を図るための施設や設備の設置を行う事業
主、職業紹介事業者等に対する必要な資金の
借入れに係る債務の保証等の業務を行うもの
とする。

8 この法律は、公布の日から起算して三月を
超えない範囲内において政令で定める日から
施行するものとする。

9 この法律の施行に際し必要な経過措置を定
めるとともに、関係法律について所要の規定

の整備を行うものとする。

二 議案の可決理由

高齢化の進展に伴う介護労働力の需要の増大
にかんがみ、介護労働者の雇用管理の改善、能
力の開発及び向上等を促進することにより、介
護労働力の確保及び介護労働者の福祉の増進に
資することは、時宜に適合するものと認め、本案
は、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付
することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成四年度一般会計予算(労働省所管)に三十
億円、並びに平成四年度労働保険特別会計予算
(労働省所管)の雇用安定に四十八億七千二百万
円がそれぞれ計上されている。

右報告する。

平成四年四月二十四日

労働委員長 川崎 寛治
衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法
律案に対する附帯決議

政府は、我が国における急速な高齢化の進展等
に伴い、介護業務に係る労働力への需要が増大し
ていることにかんがみ、本法の施行に当たり、次
の事項について特段の配慮をすべきである。

一 我が国における急速な高齢化の進展に伴う
介護業務に係る労働力への需要の増大に対処
し、及び介護労働者の福祉の増進を図るため、
介護労働者の雇用管理の改善の促進、介護労働
者の能力の開発及び向上等の介護労働力確保対
策を総合的に推進すること。

二 介護労働力確保対策を推進するに当たって
は、労働行政と厚生行政との連携をはじめ関係
行政の十分な連携の確保に努めること。

三 家族の介護に携わる労働者の職業生活と家庭
生活との両立を可能とするため、介護休業制度

の普及促進に格段の努力を払うこと。

四 公共職業安定所における介護労働者の職業紹
介機能及び体制の充実強化を図ること。

五 介護労働者の能力の開発及び向上のため、公
共職業訓練及び事業主等の実施する教育訓練に
対する支援等職業能力開発施策の適切な実施を
図ること。

六 本法に基づく各種助成・援助制度について
は、介護労働者の雇用管理の改善が確実に促進
されるよう適切な運用に努めること。また、介
護労働安定センターについては、その業務が適
切に行われるよう、十分指導すること。

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジ
ア太平洋郵便条約の締結について承認を求
めるの件

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジ
ア太平洋郵便条約の締結について承認を求
めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月十七日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
参議院議長 長田 裕二

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジ
ア太平洋郵便条約の締結について承認を
求めるの件

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジ
ア太平洋郵便条約の締結について、日本国憲法第七
十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承
認を求める。

アジア太平洋郵便連合一般規則

各目的政府から正当に委任を受けた下名の代表
者は、アジア太平洋郵便連合憲章第十五条2の
規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第十
六条2の規定の適用があることを条件として、同
憲章の適用及び連合の運営を確保するための次の
規定をこの一般規則で定めた。

アジア太平洋郵便連合一般規則

アジア太平洋郵便連合一般規則

アジア太平洋郵便連合一般規則

第一章 一般規定

第百一条 書類の発行、公用の通信及び
会合における審議に使用する
言語

- 1 中央事務局の書類の発行及び同事務局と加盟
国との間の公用の通信には、英語を使用する。
- 2 連合の機関の会合における審議の際には、英
語を使用する。もつとも、その他の言語も、英
語への通訳を確保することを条件として、使用
することができる。
- 3 2の通訳の費用は、英語に代わる言語を使用
する代表団が負担する。ただし、フランス語に
関しては、会合の招請国は、フランス語を使用
する代表団に対し、できる限り通訳上の便宜を
提供する。

第百二条 英語以外の言語

英語を国語としない加盟国は、費用を負担する
ことを条件として、翻訳を請求することができ
る。

第百三条 特別取極

憲章第四条の規定に基づく特別取極の締結は、
中央事務局を通じて加盟国又はその郵政庁に通報
する。

第百四条 大会議の決議

加盟国の郵政庁は、大会議の決議及び勧告を実
施するためにとった措置を中央事務局に通報す
る。

第二章 連合の機関の運営

第百五条 大会議又は臨時大会議の組織
及び会合

- 1 加盟国の代表者は、必要があるときは連合の
文書を改正するため及び加盟国に共通の利害関
係のある他の必要と認める郵便上の問題を審議
するため、万国郵便大会議の開催の後二年以内
に大会議として会合する。
- 2 各加盟国は、その政府が正当に委任した一人
又は二人以上の代表に大会議において自国を代
表させる。加盟国は、他の加盟国に大会議にお

いて自国を代表させることができる。ただし、
一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を
代表することができず、また、自国のほかに二
以上の加盟国に代わって投票することができな
い。

第百六条 執行理事会の構成、運営及び
会合

- 3 各加盟国は、一の票を有する。
- 4 大会議は、原則として、次の大会議の開催
される国を指定する。その指定をすることがで
きないこと又はその指定がされた国において開
催することができないことが判明した場合に
は、執行理事会は、大会議の開催される国を、
これと協議の上、指定する。
- 5 大会議の招請政府は、中央事務局と協議の
上、大会議の期日及び場所を定める。招請状
は、原則として、同事務局が大会議の期日の六
箇月前に招請政府に代わって加盟国の政府に発
出する。もつとも、招請政府が希望する場所
に、招請状は、招請政府が発出することができ
る。

6 連合の会議には、顧問の資格で投票権なしで
出席するオブザーバーとして、国際連合若しく
はその専門機関又は連合の活動に利害関係を有
するその他の国際機関を代表する者を招請する
ことができる。また、その他のオブザーバー
も、これらが他の限定郵便連合、万国郵便連合
の加盟国の郵政庁又はアジア及び太平洋の地域
にある万国郵便連合の非加盟国の郵政庁若しく
は同地域にある非自治地域その他の地域の郵政
庁を代表する者であることを条件として、連合
の会議に出席するよう招請することができる。

招請は、大会議又は執行理事会の請求に応じ、
中央事務局が行う。もつとも、招請政府が希望
する場合には、招請状は、招請政府が発出する
ことができる。

7 大会議は、その活動の組織及びその審議の方
法につき、大会議の手続規則を適用する。

8 臨時大会議の場所及び期日は、執行理事会
が、開催を決議した加盟国の同意を得て決定す
る。

る。

2、3、6及び7の規定は、臨時大会議につ
いて準用する。

第百六条 執行理事会の構成、運営及び
会合

- 1 執行理事会は、すべての加盟国で構成する。
会合には、加盟国の過半数が出席していなけれ
ばならない。
- 2 大会議の議長は、当該大会議開催後の執行理
事会の第一回会合を招集する。この会合におい
て、同事務局は、理事国のうちから一の議長国
及び一の副議長国を選出するものとし、議長国
及び副議長国の任期は、次の大会議の終了の
時までとする。通常の場合には、大会議開催国
は、当然に議長国となる。もつとも、当該開催
国は、希望する場合には、議長国となる権利を
放棄することができる。
- 3 執行理事会の第一回会合の後の年次会合は、
同事務局の議長が招集する。
- 4 執行理事会は、各会合において、次の会合
の開催される国を指定する。会合の開催が必要
であるにもかかわらず招請国がない場合には、
会合は、中央事務局の所在地において開催す
る。
- 5 執行理事会の議長は、通常会期から通常会期
までの間において、加盟国の少なくとも三分の
二の請求に応じ、原則として中央事務局の所在
地において同事務局の会合を招集することがで
きる。
- 6 執行理事会の会合の招請国は、同事務局の議
長と協議の上、会合の期日及び場所を定める。
会合への招請状は、同事務局の議長が希望
する場合には、中央事務局が加盟国及びオ
ブザーバーに発出する。もつとも、招請国が希
望する場合には、招請状は、招請国が発出する
ことができる。
- 7 執行理事会の運営費は、連合が負担する。理
事国の職務は、無報酬とする。

8 加盟国は、執行理事会の会合において、資格
のある郵政職員に自国を代表させる。

9 執行理事会の権限は、次のとおりとする。
(A) 大会議の決議によって課される任務を遂行
すること。

(B) 郵便業務の改善のため加盟国の郵政庁と連
絡を保つこと。

(C) 中央事務局の管理に関する規則を定め及び
その活動を監督すること。

(D) 大会議から大会議までの間において、中央
事務局の作成する連合の年次予算及び計算書
を審査し及び承認すること。

(E) 万国郵便連合の機関、他の限定連合又はア
ジア及び太平洋の地域に特別の利害関係を有
する国際連合の他の専門機関と有益な連絡を
保つこと及び、必要があるときは、これらの
機関の会議に出席する代表者を任命すること
と。

(F) 技術協力のような事項につき、加盟国の少
なくとも三分の二の同意を得て、連合の名に
おいて万国郵便連合、他の限定連合又は国際
機関と取決を締結すること及び中央事務局
長に対して、当該取決を実施するための権
限を付与すること。

(G) 第百十五條2の規定により、万国郵便大会
議に先立って会合すること。

(H) 管理上の問題であつて、連合の文書に規定
されておらず、かつ、次の大会議まで解決
を待つことのできないものを暫定的に処理す
るため、加盟国の過半数の同意を得て必要な
措置をとること。

(I) 特定の年につき、連合の予算にアジア太
平洋郵便研修センターへの拠出金を計上する
かしないかを決定すること及び計上すること
を決定した場合には当該拠出金の額を示すこ
と。

10 執行理事会は、その活動に必要な手続規則を
定める。

- 11 執行理事会の協議及び決定は、必要があるときは、通信によって行うことができる。
 - 12 中央事務局局長は、執行理事会の事務局局長の職務を行う。
 - 13 執行理事会は、各会合の後に、参考のため、加盟国の郵政庁に概要報告書を送付する。
 - 14 執行理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議に提出する。
 - 15 執行理事会の各理事国の代表者は、空路、海路又は陸路によるエコノミー・クラスの往復切符の代金の償還を受ける権利を有する。この償還は、連合の年次経費の当該国の分担金から控除することにより行う。
- 第七七条 中央事務局
- 1 中央事務局は、中央事務局局長、中央事務局次長及び連合が必要とする他の職員で構成する。
 - 2 中央事務局局長は、連合の会議に出席し、投票権なしで討議に参加する。
 - 3 中央事務局は、連合の会議の開催国の郵政庁と共同して当該会議の事務局の事務を行う。
 - 4 大会議又は必要があるときは執行理事会は、資格のある郵政職員のうちから中央事務局局長及び中央事務局次長を選出する。同事務局長及び同事務局次長の任期は、これらの者を選出した機関が定める。
 - 5 4の規定にかかわらず、中央事務局次長は、通常の場合には、三年を下回らずかつ五年を超えない期間を任期として任命される。
 - 6 中央事務局局長及び中央事務局次長は、できる限り、異なる国の国民とする。
 - 7 中央事務局は、執行理事会の監督を受けるものとし、同事務局の会計は、所在国の権限のある当局が監査する。
- 第八八条 中央事務局の組織及び職員
- 1 中央事務局の管理は、中央事務局局長に委託する。同事務局長は、中央事務局次長及び郵便業務に少なくとも五年間従事し、かつ、英語のほかにフランス語又はアジアのいずれかの言語につき実用的な知識を有する適格な職員の補佐を受ける。当該職員の選考に当たっては、加盟国の全体が代表されることを考慮する。同事務局長は、執行理事会の承認を得ることを条件として、各郵政庁が推薦した者のうちから当該職員を任命する。ただし、当該職員は、専門分野における同事務局の要求を満たす者であることを条件とする。
 - 2 中央事務局局長は、中央事務局が連合の文書及び大会議の決定に従って行うすべての任務につき、同事務局長を法的に代表する。中央事務局次長は、同事務局長が不在の場合には、その職務を行う。
 - 3 中央事務局局長は、執行理事会が別段の決定を行わない限り、連合の出席が要請される郵便業務に関する国際会議において連合を代表する。
- 第九九条 中央事務局の任務
- 1 中央事務局は、連合の会議のために仮議事日程の作成その他の準備を行う。
 - 2 中央事務局は、アジア及び太平洋の地域にあり、かつ、連合に加盟していない万国郵便連合の加盟国の郵政庁が自国の政府に対し連合への加盟を外交上の経路を通じて請求するよう勧告することについて、当該郵政庁と連絡を取る。
 - 3 中央事務局は、要請があったときはいつでも、執行理事会及び連合の郵政庁に対し、郵便業務の問題に関する必要な情報を提供する。
- 中央事務局は、連合の活動に関する年次報告書を作成し、これを加盟国の郵政庁に送付する。当該報告書は、大会議又は、大会議が開催されない場合には、執行理事会が承認する。もっとも、年次報告書が対象とする年の翌年の五月末までに大会議又は同理事会が開催されない場合には、加盟国による承認は、通信によって行う。当該報告書を承認するかしないかを四十日以内に回答しない加盟国は、これを承認したものとみなされる。
- 中央事務局は、加盟国が発行した郵便切手の収集（常に最新の郵便切手を含めるものとす）を保有する。
- 第十十条 中央事務局の刊行物
- 1 中央事務局は、同事務局長が発行する書類を加盟国の郵政庁及びスイスのベルヌにある万国郵便連合国際事務局に無料で提供するものとす。各郵政庁は、その分担単位数に対応する部数を受領する。郵政庁が請求する追加の部数については、請求を行った郵政庁が実費を支払う。
 - 2 中央事務局は、加盟国が検討することができるとし、第百十五條1の規定により受領するすべての議案の表を作成し、加盟国の郵政庁に配布する。
- 第一百一十條 アジア太平洋郵便研修センター運営理事会
- 1 アジア太平洋郵便研修センターの管理上の責任は、運営理事会に委託する。同理事会は、少なくとも一年に一回会合するものとす。別段の決定を行わない限り、バンコックにおいて会合する。
 - 2 運営理事会は、大会議に対する自己の責任を遂行するに当たり、次の権限を有する。
 - (A) アジア太平洋郵便研修センターの管理に関する規則を定めること。
 - (B) 同センターの一般的な研修の方針を定めること。
 - (C) 同センターの予算を承認し及び当該予算の執行を監督すること。
 - (D) 同センターの管理職の職員及び教員を任命すること。
 - (E) 同センターの管理職の職員、教員及び事務職員の俸給表及び勤務条件を定めること。
 - 3 運営理事会は、アジア太平洋郵便研修センターの所在国の郵政庁の議長として、執行理事会の議長、参加国の郵政庁の代表者及び同センターの活動に対して年間一万合衆国ドル以上の額の現金を拠出し又は当該金額以上の額に相当する現物の提供、奨学制度への拠出若しくは専門家の派遣を行うその他の加盟国の郵政庁の代表者で構成する。これらの者は、投票権を有する。中央事務局局長、万国郵便連合国際事務局局長又はその代理、国際連合アジア太平洋経済社会委員会の代表者及び国際連合開発計画の代表者は、オブザーバーとして運営理事会の会合に出席することができ、運営理事会の構成員でない加盟国も、オブザーバーとして運営理事会の会合に出席することができ、運営理事会は、適当と認めるその他のオブザーバーを招請することを決定することができる。
 - 4 「参加国」とは、アジア太平洋郵便研修センターを定期的に利用し、かつ、自国の研修生の費用の一部又は全部を負担する加盟国をいう。

- 5 加盟国は、自国の費用負担による研修生を連
続して二年間にわたり派遣しない場合には、参
加国として取り扱わない。
- 6 3の加盟国で参加国以外のものは、3に定め
る額に相当する援助を連続して二年間にわたり
行わない場合には、運営理事会の会合に代表を
出す権利を有しない。
- 7 運営理事会の会合は、同理事会の議長が招集
する。
- 8 運営理事会の議長は、同理事会の構成員の三
分の二の請求を受領した場合に、原則として
バンコックにおいて同理事会の臨時会合を招集
する。
- 9 運営理事会の協議及び決定は、必要があると
きは、通信によって行うことができる。
- 10 アジア太平洋郵便研修センターの所長は、
運営理事会の事務局長の職務を行う。
- 11 運営理事会は、前回の大会議以降の同理事会
の活動及び将来の活動計画に関し、大会議に報
告書を提出する。報告書は、また、参考のため
過去及び将来の財政措置の詳細を含むものとす
る。
- 12 アジア太平洋郵便研修センターの予算は、
連合の予算とは別個のものとし、原則として同
センターの利用に直接的に比例する参加国の負
担及び他の国、機関又は連合の任意提出により
賄われる。
- 13 負担金及び任意提出金は、これらに係る年の
一月三十一日までにアジア太平洋郵便研修セ
ンターに支払う。
- 14 資金の不足を補うために予備基金を設けるも
のとし、その額は、運営理事会が定める。同基
金

- 金は、主として予算の剰余金により維持され
る。同基金は、予算の収支を合わせるために
も、参加国の負担金の額を引き下げたために
も、使用することができる。
- 15 一時的な資金不足に関しては、アジア太平洋
郵便研修センターの所在国は、関係国が償還
を保証することを条件として、運営理事会に対
し、同センターの運営を確保するために必要な
資金の立替払を行う。立て替えられる資金の額
は、同センターの予算の限度を超過してはなら
ない。
- 16 アジア太平洋郵便研修センターの所在国に
よって資金が立て替えられる場合には、15の関
係国の郵政庁は、15の規定に従って立て替えら
れた金額を運営理事会を通じて当該所在国に償
還する。償還は、できる限り速やかに、かつ、
遅くとも同理事会が割当てを承認した日の属す
る年の翌年の十二月三十一日までに履行され
なければならない。
- 17 運営理事会は、同理事会の会合から会合まで
の間におけるアジア太平洋郵便研修センター
の円滑な運営を確保するため、現地執行委員会
を設置し、これに必要な任務を課することがで
きる。

- 第三章 議案の提出及び審査の手続
- 第百十二条 大会議への議案の提出
- 1 大会議に提出する議案は、大会議の開会日の
三箇月前までに中央事務局に到達しなければなら
ない。もっとも、大会議の開会日に先立つ三
箇月の期間内に同事務局に到達する議案も、大
会議の裁量により、審議することができる。
- 2 1に定める手続は、既に提出された議案に対
する修正案の提出については、適用しない。
- 3 中央事務局は、1及び2の議案をできる限り
速やかに加盟国の郵政庁に配布する。
- 第百十三条 留保
- 1 条約又は条約の施行規則に対する留保は、大
会議の承認した議案に基づき条約の最終議定書
又は条約の施行規則の最終議定書に規定する。
- 2 大会議への議案の提出に関する前条の規定
は、留保に関する議案については、適用しな
い。
- 3 大会議に提出された留保に関する議案は、採
択されるためには、出席しかつ投票する加盟国
の過半数による議決で承認されなければならない。
い。
- 4 留保を行ってある加盟国は、いつでも当該留
保を撤回することができる。留保の撤回は、中
央事務局を通じて加盟国に通報する。
- 第百十四条 大会議から大会議までの間
において提出された連合の
文書を改正するための議案
- 1 郵政庁が大会議から大会議までの間に提出し
た連合の文書を改正するための議案は、中央事
務局を通じて他の郵政庁に送付する。
- 2 議案は、次の手続に付する。

- 加盟国の郵政庁は、中央事務局の回章に
よって通告された議案の検討及び同事務局へ
の意見の送付のため、二箇月の期間を与えら
れる。修正は、認められない。同事務局は、
回答を取りまとめ、これを加盟国の郵政庁に
通知し、当該議案に対する賛否を表明するよ
う要請する。その後二箇月の期間内に賛否を
通告しない加盟国の郵政庁は、棄権したもの
とみなす。これらの期間は、同事務局の回章
の日付の日から起算する。
- 3 条約及びその最終議定書の改正は、中央事務
局の所在する国の政府が同事務局の請求に応じ
て作成しかつ加盟国政府に送付する外交上の通
告書によって確定される。条約の施行規則及び
その最終議定書の改正は、同事務局が確認し、
加盟国の郵政庁に通告する。
- 第百十五条 万国郵便大会議に提出する
議案
- 1 加盟国の郵政庁は、万国郵便大会議に提出す
る議案を、万国郵便連合同際事務局に通知する
と同時に他の加盟国及び中央事務局に通知す
る。これらの議案は、憲章第三条の規定にかか
わらず、フランス語で作成することができる。
- 2 加盟国は、万国郵便大会議において討議され
る議案その他の重要事項について意見を交換し
及び調整するため、当該万国郵便大会議に先立
ち及び当該万国郵便大会議の期間中において会
合することができる。
- 第四章 財政
- 第百十六条 分担等級
- 1 加盟国は、連合の経費の分担に関し、四の集
団に区分される。万国郵便連合の経費の分担に
おいて五十単位を超える分担単位数を有し又は
五十単位等級、四十単位等級、三十五単位等
級、二十五単位等級若しくは二十単位等級に属
する加盟国は五単位を、同連合の経費の分担に
おいて十五単位等級、十単位等級又は五単位等
級に属する加盟国は三単位を、同連合の経費の
分担において三単位等級又は一単位等級に属す
る加盟国は二単位を、同連合の経費の分担にお

いて二分の一単位等級に属する加盟国は一単位をそれぞれ分担する。もつとも、加盟国は、より多くの単位を分担することができる。

2 連合に加盟する国及び連合から脱退する国は、加盟又は脱退が効力を生ずる年については、その全期間について連合の経費を分担する。

第百十七条 連合の予算及び計算書

1 連合の支出は、年額十萬合衆国ドルを超過してはならない。

2 中央事務局は、遅くとも各暦年の終了する二箇月前までに、翌年一月一日から十二月三十一日までの期間の予算見積書を作成する。当該予算見積書には、これを作成する年の予算及びその前年の決算の数字と比較した収支の見積りの詳細な資料を含む。同事務局は、承認を得るため、執行理事会又は、大会議が開催される場合には、大会議に当該予算見積書を提出する。その承認が得られるまでの間、同事務局は、前年の予算額の限度内で任務を遂行する。

3 中央事務局は、前年の活動に関する詳細な決算書及び収支に関するすべての書類を添付した報告書を毎年第一四半期に作成する。この報告書は、承認を得るため及び連合の郵政に配布するため執行理事会又は大会議に提出する。

4 中央事務局の支出は、執行理事会又は大会議が承認した予算に基づいて行ふ。

5 1に定める限度額は、職員採用その他の方法による中央事務局の効果的運営のために超過することができる。ただし、加盟国の過半数が同意する場合に限る。

6 加盟国は、大会議又は執行理事会が決定する

予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金を前払する。分担金は、遅くとも当該予算に係る会計年度の初日までに支払う。期限を経過した後は、未払金額は、連合のために、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目からは年六パーセントの割合で利子を生ずる。

7 連合の資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、執行理事会が定める。同基金は、主として予算の剰余金により維持される。同基金は、予算の収支を合わせるためにも、加盟国の分担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

第五章 最終規定

第百十八条 この一般規則に関する議案の承認の条件

この一般規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

第百十九条 この一般規則の効力発生の日及び有効期間

この一般規則は、千九百九十二年七月一日に効力を生じ、次の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受けて、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託されるこの一般規則の本書一通に署名した。寄託政府は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

千九百九十年十二月六日にロトルアで作成した。

アジア太平洋郵便条約

各自の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、合意により、アジア太平洋郵便連合加盟国の間の国際郵便業務に適用される規則をこの条約で定めた。

第一章 一般規定

第一条 経路料

加盟国間で交換する郵便物の陸路、河川路又は海路による経路については、原則として料金を徴収しない。加盟国は、無料経路を認めることができる。その料金は、万国郵便条約によって認められ又は定められている料金よりも低い額のものとすることができる。

第二章 通常郵便業務に関する規定

第二条 通常郵便

1 「通常郵便物」とは、書状、郵便葉書、印刷物、点字郵便物及び小形包装物をいう。

2 死滅しやうい若しくは変敗しやうい生物学上の材料を包有する書状、放射性物質を包有する書状又は遠達郵便物の交換は、これらの郵便物を相互に又は一方的に受領することについてその郵政庁が同意した加盟国の間においてのみ認められる。

第三条 郵便料金

連合の郵政庁の間の郵便関係においては、平路面路によって交換する書状及び郵便葉書について低減郵便料金を適用することができる。低減郵便料金の額は、内国料金の額と国際料金の八十五パー

セントに相当する額との間の額とすることができる。低減郵便料金は、例外的に他の種類の通常郵便物及び航空通常郵便物についても適用することができる。

第四条 郵便業務の事務用通常郵便物についての郵便料金の免除

1 連合の機関と次の者との間で交換される公用の通常郵便物については、郵便料金を免除する。

- (A) 郵政庁
- (B) 万国郵便連合の機関
- (C) 他の限定郵便連合

2 1の免除は、連合の機関が差し出す航空通常郵便物については、適用しない。

第三章 雑則

第五条 万国郵便連合の文書の適用

1 この条約は、加盟国間で交換される通常郵便物に関するすべての事項及び業務を規律する。

2 加盟国間における通常郵便物の交換に関する事項でこの条約に定めのないものについては、万国郵便連合の文書の定めるところによる。

第四章 最終規定

第六条 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案の承認の条件

1 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

2 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

(A) この条約の施行規則第百一条から第百三条までの規定以外の規定の改正に関する議案については、投票の総数

(B) この条約の施行規則第百一条から第百三条までの規定の改正に関する議案については、投票の三分の二以上

(C) この条約並びにこの条約の最終議定書及び施行規則の規定の解釈(憲章第二十三条に規定する仲裁に付される紛議に係る解釈を除く。)に関する議案については、投票の過半数

第七条 この条約の効力発生の日及び有効期間

この条約は、千九百九十二年七月一日に効力を生じ、次回の大会議の条約の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受けて、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託されるこの条約の本書一通に署名した。寄託政府は、その原本一通を各加盟国に送付する。

千九百九十年十二月六日にロトルアで作成した。

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

アジア太平洋郵便連合(以下「連合」という。)は、アジア太平洋地域の国の間の郵便分

野での関係の拡大・緊密化を目的として、万国郵便連合の憲章に従って設立された地域郵便連合であり、昭和三十三年に発足し、我が国は、昭和四十三年に加盟した。

連合は、アジア太平洋郵便連合憲章(以下「憲章」という。)に基づいて組織され、アジア太平洋郵便連合一般規則(以下「一般規則」という。)に従って運営されており、連合の加盟国間の国際郵便業務は、アジア太平洋郵便条約(以下「条約」という。)に基づいて行われている。本一般規則及び条約は、平成二年十一月二十八日からニュー・ジラランドのロトルアで開催された第六回大会議において、所要の改正を行い、現行の一般規則及び条約に代わるものとして作成されたものであり、我が国は、同大会議最終日の十二月六日に署名を行った。

本一般規則及び条約の改正点は次のとおりである。

1 アジア太平洋郵便連合一般規則
連合の予算支出の最高限度額を七万米ドルから十万米ドルに引き上げたこと。

2 アジア太平洋郵便条約

連合域内の陸路又は海路により送付される書状及び郵便葉書について、域外より低い料金の適用に関する規定を従来の義務規定から任意規定としたこと。

なお、本一般規則及び条約は、平成四年七月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有することになっている。

よって政府は、本一般規則及び条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書

の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本一般規則及び条約を締結することは、アジア太平洋郵便連合の加盟国として引き続き活動する上で必要な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、平成四年度特別会計予算郵政省所管郵政事業特別会計の国際分担金の目中にアジア太平洋郵便連合に対する分担金及びアジア太平洋郵便研修センターに対する拠出金として千二百五十三万三千円が計上されている。

右報告する。

平成四年五月六日

外務委員長 麻生 太郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月十七日

参議院議長 長田 裕二

衆議院議長 櫻内 義雄殿

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めの件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め。

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書

この議定書の締結国は、

千九百六十八年二月二十三日にブラッセルで作成された議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで作成された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約の締結国であるので、

次のとおり協定した。

第一条

この議定書の適用上、「条約」とは、千九百六十八年二月二十三日にブラッセルで作成された議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで作成された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約及びその署名議定書をいう。

第二条

1 条約第四条(a)を次のように改める。

(a) 物品の性質及び価額が荷送人により船積
 み前に通告され、かつ、その通告が船荷証
 券に記載されている場合を除くほか、運送
 人及び船舶は、いかなる場合においても、
 当該物品の又は当該物品に関する滅失又は
 損害については、一包若しくは一単位につ
 き六百六十六・六七計算単位又は滅失若し
 くは損害に係る物品の総重量の一キログラ
 ムにつき二計算単位のいずれか高い方の額
 を超えて責任を負わない。

2 条約第四條(d)を次のように改める。

(d) この条にいう計算単位は、国際通貨基金
 の定める特別引出権とする。(a)の規定によ
 る金額は、訴訟が係属する裁判所の属する
 国の法令で定める日におけるその国の通貨
 の価値を基準として、その国の通貨に換算
 する。

国際通貨基金の加盟国である国の通貨の
 特別引出権表示による価値は、国際通貨基
 金の操作及び取引のために国際通貨基金の
 適用する評価方法であつて換算の日におい
 て効力を有しているものにより計算する。
 国際通貨基金の加盟国でない国の通貨の特
 別引出権表示による価値は、その国の定め
 る方法により計算する。

国際通貨基金の加盟国でなく、かつ、自国
 の法令により前記の規定を適用することの
 できない国は、千九百七十九年の議定書の
 批准若しくは同議定書への加入の時に又は
 その後いつでも、自国の領域において適用
 するこの条約にいう責任の限度額を次のと
 おり定めることを宣言することができる。

(i) (a)にいう六百六十六・六七計算単位に
 ついては、一万貨幣単位
 (ii) (a)にいう二計算単位については、三十
 貨幣単位

(i) 及び(ii)にいう貨幣単位とは、純分千分
 の九百の金の六十五・五ミリグラムから成
 る単位をいう。(i)及び(ii)の規定による金額
 の当該国の通貨への換算は、当該国の法令
 の定めるところにより行う。

前記の規定による計算及び換算は、(a)に
 おいて計算単位で表示されている金額と可
 能な限り同一の実質価値が当該国の通貨で
 表示されるように行う。

当該国は、計算の方法又は換算の結果
 を、千九百七十九年の議定書の批准書又は
 加入書を寄託する時に寄託者に通報する。
 当該国は、また、当該計算の方法又は当該
 換算の結果が変更された場合にはいつでも、
 その変更を寄託者に通報する。

第三条

この議定書の解釈又は適用に関する締約国間の
 紛争で交渉によつて解決することができないもの
 は、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に
 付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁
 の組織について紛争当事国が合意に達しない場合
 には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規
 程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託すること
 ができる。

第四条

(1) 各締約国は、この議定書の署名若しくは批准
 又はこの議定書への加入の際に、前条の規定に
 拘束されない旨を宣言することができる。

(2) (1)の規定に基づいて留保を付した締約国は、
 ベルギー政府に対する通告により、いつでもそ
 の留保を撤回することができる。

第五条

この議定書は、千九百二十四年八月二十五日の
 条約若しくは千九百六十八年二月二十三日の議定
 書に署名した国又は条約の締約国による署名のた
 めに開放しておく。

第六条

(1) この議定書は、批准されなければならない。
 (2) 条約の締約国でない国によるこの議定書の批
 准は、条約の批准の効果をも有する。
 (3) 批准書は、ベルギー政府に寄託する。

第七条

(1) 第五条に規定されていない国は、この議定書
 に加入することができる。
 (2) この議定書への加入は、条約への加入の効果
 を有する。
 (3) 加入書は、ベルギー政府に寄託する。

第八条

(1) この議定書は、五の批准書又は加入書の寄託
 の日の後三箇月で効力を生ずる。
 (2) 五番目の寄託の後にはこの議定書を批准し又は
 これに加入する国については、この議定書は、
 その国による批准書又は加入書の寄託の日の後
 三箇月で効力を生ずる。

第九条

(1) いずれの締約国も、ベルギー政府に対する通
 告により、この議定書を廃棄することができる。
 (2) 廃棄は、ベルギー政府が(1)の通告を受領した
 日の後一年で効力を生ずる。

第十条

(1) 各国は、署名、批准若しくは加入の時に又は
 その後いつでも、ベルギー政府に対する書面
 による通告により、自国がその国際関係について
 責任を有する領域のうち、この議定書を適用す
 るものを宣言することができる。この議定書
 は、ベルギー政府が当該通告を受領した日の後
 三箇月で、当該通告において特定された領域に
 ついて適用する。ただし、当該国についてこの
 議定書が効力を生ずる日前には適用しない。

(2) この適用領域の拡大は、条約がこれらの領域
 にまだ適用されていない場合には、条約につい
 ても適用する。
 (3) (1)の規定に基づいて宣言を行つたいずれの締
 約国も、その後いつでも、ベルギー政府に対す
 る通告により、これらの領域についてこの議定
 書の適用を終止する旨の宣言を行うことができ
 る。この廃棄は、ベルギー政府が通告を受領し
 た日の後一年で効力を生ずる。

第十一条

ベルギー政府は、署名国及び加入国に対し、次
 の事項を通報する。
 (1) 第五条から第七条までの規定に基づき行われ
 た署名、批准及び加入
 (2) 第八条の規定に基づきこの議定書が効力を生
 ずる日

(3) 前条の規定に基づく適用領域に関する通告
 (4) 第二条の規定に基づく宣言及び通報
 (5) 第四条の規定に基づく宣言
 (6) 第九条の規定に基づき行われた廃棄

以上の証憑として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百七十九年十二月二十一日にブラッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府は、認証原本を発行する。

千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

本件の目的及び要旨

海上物品運送における運送人、荷送人及び船荷証券所持人の間の権利及び義務を国際的に統一することを目的として、千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約(以下「千九百二十四年条約」という。)は、その作成から長期間を経て、締約国間で解釈が分かれる等幾つかの不備な点が顕在化し、その再検討の必要性が強く認識されるに至った。かかる認識の下に、千九百二十四年条約の改正を検討するため昭和四十二年及び昭和四十三年にブラッセルで第十二回海事法外交会議が開催され、同年二月二十三日に船荷証券の証憑力及び運送人の不法行為への責任限度額等を明確にした千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書

(以下「千九百六十八年議定書」という。)が作成された。更に、責任限度額の表示単位をSDR(国際通貨基金の特別引出権)に改めることを目的として昭和五十四年十二月に第十三回海事法外交会議が開催され、同年十二月二十一日に本議定書が作成された。なお、本議定書を締結することにより、千九百六十八年議定書をも締結した効果が生じることとなっている。

本議定書は、千九百六十八年議定書によって改正された千九百二十四年条約に定める運送人の責任限度について更に変更を加えて同条約を適用すること等について定めるものであり、その主な改正点は次のとおりである。

1 運送人の責任限度額の表示単位をスターリング・ポンドからSDR(国際通貨基金の特別引出権)に改めたこと。

2 運送人の責任限度額を運送品一包につき百スターリング・ポンド(約十万円)から一包につき六百六十六・六七SDR(約十二万円)又は一キログラムにつき二SDR(約三百六十円)のうちいずれか高い方の額に引き上げたこと。

なお、本議定書は、昭和五十九年二月十四日に効力を生じており、我が国については批准書をベルギー政府に寄託した日の後三箇月で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

本件の議決理由

本議定書を締結することは、最近の国際海上物品運送の実情に応じた船荷証券に関する規則

の統一に寄与する見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成四年五月六日

外務委員長 麻生 太郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4302

定 価

税 本号一部
三円七角五分